平成３０年度鳥取大学交換留学奨学金受給者募集要項

平成３０年３月１６日

国際戦略専門委員会

1. 交換留学制度とは

交換留学制度とは、本学と学術交流協定を結んでいる海外の大学（協定校）との間で学生を相互派遣・受入する制度です。派遣先大学が指定する入学資格を満たし、本学に授業料を通常通り納めた者は、派遣先の検定料・入学料及び授業料を納めなくても、３ヶ月～１年間留学することができる制度です。

派遣先で取得した単位は、６０単位（学部学生）を超えない範囲で本学における授業科目として認められる場合があります。

このたび、協定校へ交換留学を希望する学生を対象に奨学金を支給します。

1. 留学先大学

本学と学術交流協定を結んでおり、更に学生交流の覚書を締結している大学。

協定校一覧：　<http://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/exchangeprogram>

* 各派遣先で受講可能な講義に関しては、国際交流課または各協定校との窓口教員へ相談してください。

1. 奨学金の種類と支給人数

鳥取大学みらい基金　１人あたり１５万円　：　１０名程度

1. 応募について
2. 応募条件

* 本学正規課程に在籍している留学生ではない者
* 協定校へ３ヶ月～１年間留学する意志のある者
* ２０１８年４月１日～２０１９年３月３１日までの間に出発する者
* 「海外安全教育」（２０１３年度開講）の修得者又は「海外安全マネジメント」（２０１４年度以降開講）の修得者または留学出発前までの修得を確約できる者

1. 提出書類

交換留学奨学金申請書、成績証明書

1. 応募書類提出先

国際交流課学生交流係

1. 提出締切

６月４日（月）１７：００

1. 選考について

応募者全員に対して面接を行います。（面接日時については、おって連絡します）

ＧＰＡ及び応募書類を点数化し上位１０名を決定し、みらい基金を支給します。

1. その他

募集人数が支給人数に満たない場合は、今年度秋頃を目処に再度募集します。

選考されない場合であっても交換留学することは可能です。（奨学金なしでの留学になります。）

本奨学金受給の応募とは別に、所属学部での手続き及び希望する派遣大学への留学申請手続きが必要になります。詳細は所属学部教務係、国際交流課学生交流係及び協定校の相談教員へ相談してください。

1. 問合せ先

学生部国際交流課学生交流係

電話：０８５７－３１－５０５６

Email：kokuko-gaku@tottori-u.ac.jp